

吹田市環境影響評価審査会（令和元年度第1回）会議録

日時：令和元年6月11日（火）18時～19時30分

場所：吹田市役所 低層棟3階 研修室

出席者

委員：井ノ口委員、小田委員、加賀委員、桑野委員、近藤委員、塚本委員、原委員、松井委員、松本委員、山中委員、米田委員

事務局：中嶋部長、道澤次長、平野室長、楠本参事、丸谷主幹、永井主査、林係員

連絡調整会議：地域環境課 林課長、環境保全課 高島課長、都市計画室 大椋参事、  
開発審査室 金沢参事、総務交通室 野口参事、奥村主査、  
公園みどり室 横井参事、総務予防室 山田参事、  
文化財保護課 田中主幹

事業者：吹田市土木部地域整備推進室 職員9名  
中央復建コンサルタンツ株式会社 社員5名

傍聴者：なし

内容：1 開会

【諮問】

2 佐井寺西土地区画整理事業

【審議事項】

3 佐井寺西土地区画整理事業

(1)環境まちづくり影響評価条例手続き進捗状況について

(2)環境影響評価提案書について

【報告事項】

4 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）

(1)環境影響評価配慮書とそれに対する意見について

事務局（楠本参事）

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は御多用のなか、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございますが、15名中11名の委員の方の御出席をいただいております。したがって、審査会開催の成立要件を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、本日の傍聴希望につきまして御報告させていただきます。本日の傍聴希望者はございません。

それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。（配付資料の確認）

それでは、環境部部長の中嶋から、御挨拶を申し上げます。

中嶋環境部長

環境部の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

次第にありますように、本日は新規事項として佐井寺西の区画整理。この審査会の前に現場を御覧になった委員の皆様おられると思いますけど、後ほどまた、会長のほうへ諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから報告事項として北陸新幹線の件がございます。これは、新大阪を中心にぐるっと円を描くと、吹田の南部が少しかかるということで、どうして報告にさせていただいたかということも含めて、お話をさせていただきたいと思います。

限られた時間ですけれども、しっかりまちづくりに生かしたいと思いますので、様々なお立場で、よろしくお願いいたします。

事務局（楠本参事）

続きまして次第 2 でございますが、佐井寺西土地区画整理事業につきまして、部長より諮問をさせていただきます。

中嶋環境部長

佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価提案書について、諮問。

標題のことについて、令和元年 5 月 22 日付けで吹田市から環境影響評価提案書の提出がありました。

つきましては、本提案書に対する審査書の作成にあたり、吹田市環境まちづくり影響評価条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、貴審査会に意見を求めさせていただきます。

会長

はい。

事務局（楠本参事）

委員の皆様には、諮問文の写しを、後で配らせていただきます。

佐井寺西土地区画整理事業につきましては、本年 5 月 22 日に、環境影響評価の提案書が提出されました。今後、この提案書に対する市長の審査書を事業者にお示ししまして、万全の環境影響評価を実施していただくよう手続きを進める予定でございます。

つきましては、お手元でございます提案書の内容を御審議いただきまして、科学的な知見からの御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、事業者である吹田市土木部地域整備推進室におきましては、既に着席しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、次第 3 佐井寺西土地区画整理事業の審議につきまして、会長よろしくお願いいたします。

いたします。

会長

どうも今日は委員の先生方ありがとうございます。見学の方もしていただいたかと思いますが、お疲れのところではございますが、何卒よろしく願い申し上げます。

さきほど吹田市から、佐井寺西土地地区画整理事業 環境影響評価提案書について、審査の諮問を受けましたので、委員の皆様の御審議をよろしく願いいたします。

提案書の審議では、環境影響評価の計画等についての審議をしていくこととなりますが、今日は初めての審議になりますので、まず事務局のほうから、審議の流れと審議事項について説明していただきたいというように思います。

それからまた、次第3(1)手続きの進捗状況についても併せて説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

環境政策室の永井です。では初めに資料1を用いて、本事業の手続きの進捗状況を説明させていただきます。

本件につきましては、5月22日に提案書の提出を受け、同月27日に告示しております。同日に、環境政策室のほか市内6か所で提案書を閲覧に供し、意見書の募集を開始しました。意見書は告示後45日間、7月10日まで受け付けをいたします。

住民との意見交換会につきましては、今回、事業の実施地域が広範囲にわたることから、異なる場所で2回実施します。6月13日木曜日、および6月15日土曜日に開催を予定しております。意見交換会におきまして提出されました意見等につきましては、今後意見書によって提出されました意見と併せ、次回審査会にて概要を報告する予定です。

審議の流れにつきましては、本日、事業者から提案書の説明を受けますので、御審議をお願いいたします。審議事項としましては、提案書第3章から事業の内容、6章から環境取組内容、7章から環境影響評価の項目、調査、予測および評価の方法を中心に御審議いただきたいと考えております。その中で、さらに審議を深めるべきと感じられた事項や、新たに審査が必要と考えられる事項等が生じるものと存じます。こちらについては、後日改めて事務局から文書で御意見の提出を御依頼し、本日御欠席の方も含めて、委員の皆様の御意見を集約させていただく予定ですので、よろしく申し上げます。

各委員から御提出いただいた御意見や御質問については、事業者から回答を得て、次回の審議の資料とするとともに、事務局において答申案を作成する予定です。以上です。

会長

それでは、今の内容につきまして、御質問等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは続きまして、(2)の提案書の方ですが、こちらについては、本日出席の事業者である吹田市土木部地域整備推進室から説明のほうをお願いいたします。

#### 吹田市土木部 地域整備推進室

先程事務局から御案内もございましたけれども、吹田市環境影響評価条例に基づきまして、当室で提案書を作成いたしました。5月22日に本市環境部に提出いたしまして、本日諮問させていただいたところでございます。本日は、その中身について概要を御説明させていただきますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。また、環境影響評価の業務を委託しております中央復建コンサルタンツ株式会社の担当者も同席をさせていただいておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。それでは、概要につきまして、担当より御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 吹田市土木部 地域整備推進室

それでは、提案書について、説明させていただきます。また、提案書の第7章につきましては、専門的な話となってまいりますので、業務委託業者である中央復建コンサルタンツより説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。また、説明の都合上、若干ページが前後いたしますが、御了承いただきたいと思います。

まずは、事業の実施場所でございますが、提案書3-2ページを御覧ください。図3.3.1に示すとおり、事業場所は、佐井寺4丁目を中心とした赤色の線で囲った範囲、面積約20.8haでございます。現地見学もしていただきましたとおり、旧の大学グラウンド、または竹藪、農地等を含む範囲でございます。また、少しページをめくっていただいて、3-14ページの図3.3.8に同じ区域をお示ししておりますが、区域内には東西に豊中岸部線、南北に佐井寺片山高浜線という、それぞれ市の中心部における交通の核となる都市計画道路の未整備路線がございます。これら都市計画道路を中心とした一体的な基盤整備を行い、秩序ある良好なまちづくりを行うための手法として、土地区画整理という手法を採用し、事業を実施するものでございます。

ここで、提案書の方には記載ございませんが、土地区画整理とは、というところを少し説明させていただきますと、「土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う面的整備事業です。」というのが一般的な表現であるわけですが、区域内に新たに整備する公共用地を事業者が買収するのではなく、区域全域の各々の地権者様の土地を再編成する「換地」という手法と、換地によって再編成するにあたり、土地の価値の増進分に合わせて、用地面積の一部を皆様から御提供いただく「減歩」という手法により、公共用地を生み出し、適切な基盤整備を行う、これが土地区画整理でございます。

ではなぜ、この地区で本事業を行うかですが、提案書3-3ページ以降の(2)事業の検討の背景に示してございます。めくっていただきまして、3-4ページ及び3-5ページを御覧ください。表3.3.1に事業計画地が抱える問題点を、表3.3.2にそれらに対する整備課題をまとめております。主なものとして、道路・交通に関する問題点としましては、地域内の道路幅員が狭く、歩道等も十分に整備されていない、ということで、当然ですが、歩

道整備や道路拡幅等の安全な道路空間の確保が課題となっております。また、土地利用の問題といたしましては、事業計画地内の高低差が大きく、阪急千里線で東西が分断されている、また、都市基盤の問題としましては、インフラ等が十分に整備されていない等の問題に対し、土地条件に適合した土地利用計画や都市基盤の効率的な整備が整備課題となっております。また、それらに伴って、防災面といたしましても、必要な施設の整備が求められるところでございます。これらを踏まえまして、3-5 ページの(3) 事業計画地のまちづくりの基本方針を11点挙げております。大きくまとめますと、②～⑤に示すように、住区、沿道、街区ごとに適切な土地利用を誘導していくということ、⑥～⑩に示すように、道路、公園等の必要な公共施設、インフラの整備を推進していくこと、また、それらにより、①に示す便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図る、というのがまちづくりの基本方針でございます。これらを実現する手法といたしまして、行政が主導で面的に基盤整備が可能な土地区画整理事業を実施するものです。

では、土地区画整理事業の流れといたしまして、3-3 ページの(1) まちづくりの流れでございますが、図 3.3.2 にフロー図を示しております。まず、土地区画整理事業の都市計画決定、こちらは3-2 ページに示しております赤色の区域を都市計画に位置付けするものでございまして、本年7月を予定し、現在手続きを進めているところでございます。その後、事業認可等の手続きを経まして、令和3年度から土地区画整理の実施へと進めてまいります。土地区画整理事業は、先程から申しておりますように、あくまでも基盤整備でございますので、事業の進捗に合わせて、各々の地権者様で上物整備、建築物の建設がなされ、まちづくりが完了していくという流れでございます。

続きまして、現在の事業計画につきまして、説明させていただきます。3-7 ページの図 3.3.3 に土地利用計画図を、3-8 ページの図 3.3.4 に現況の土地利用図をお示しております。土地利用計画図に関しましては、現在の市が想定している案でございまして、都市計画道路以外の土地利用に関しましては、今後地権者様との調整を図りながら、配置等を確定していくものでございます。現況と計画を比較いたしますと、みどりが大きく減少するような表現となっておりますが、現況の土地利用の農地・山林・緑地等につきましては、その大部分が個人様の私有地でございます。それに対して、土地利用計画図における公園・遊園、緑地、街路樹等のみどりにつきましては、今後新たに公共が確保するみどりでございます。今後、地権者様の御意向によって、農地を続けられる方、山林等を維持される方に関しましては、区画整理後も同様の利用が可能なように土地を換地させていただくものでありますが、現在においては、公共施設以外の土地につきましては全て住宅地等として、土地利用計画図においては黄色で表現しております。また、3-6 ページの表 3.3.3 に土地利用構成比をまとめておりますが、計画においては、公園・遊園で3.6%、緑地を合わせて3.9%を確保する計画でございます。また、都市計画道路につきましては、高木の植樹帯を設けて緑の軸を形成するとともに、電線共同溝によるインフラの地中化を行い、景観面・防災面の向上を図ってまいります。以上で、簡略的ではございますが、3-11 ページまでを説明させていただきました。

続きまして、工事の工程についてですが、3-13 ページの表 3.3.4 に工事工程の概要をお示ししております。詳細の説明は省略いたしますが、2021 年（令和 3 年）に工事着手し、2030 年（令和 12 年）に工事完了する予定でございます。続いて、3-14 ページの図 3.3.8 に工事関連車両の走行ルートをお示ししております。都市計画道路である豊中岸部線、佐井寺片山高浜線、千里中央線等の整備済み区間を基本とし、事業当初の区域内への進入路を確保する際には、佐竹千里山駅線を利用することも想定しているところです。4 章につきましては、一般的な事項を載せており、時間の都合もございますので、本日の説明は割愛させていただきます。

続いて、5 章の本事業における環境に対する取組方針ですが、四角囲みの中に環境に対する取組方針を記載しております。①再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する、②市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する、③良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する、という取組方針を定めております。

6 章の本事業における環境取組内容については、6-3 ページ以降の表 6.1.1～表 6.1.3 にまとめておりますが、その概要を御説明させていただきます。まず、工事中の環境取組内容につきましては、排出ガス・騒音等の抑制といたしまして、建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、アイドリングや空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行います。工事中の排水等の対策といたしましては、工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道または公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止します。交通安全への配慮といたしましては、児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努めます。廃棄物等の抑制といたしましては、廃棄物の発生抑制、減量化に努めます。また、建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生を抑制いたします。景観への配慮といたしましては、仮囲いの設置に際しては、景観面に配慮し、事業計画地及びその周辺の清掃による環境美化に努めます。施設が存在、供用時の環境取組内容につきましては、地球温暖化対策・省エネルギーといたしまして、省エネルギー型の照明機器や、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。ヒートアイランド対策といたしましては、遮熱性舗装・保水性舗装等のヒートアイランド対策に配慮した道路の建設を検討します。また、都市計画道路においては、植樹帯を設けて街路樹植栽を行います。自然環境の保全といたしましては、事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。水循環の確保といたしましては、雨水を利用する設備の導入や、雨水流出を抑制するための雨水調整池等を設置します。また、道路については雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装等の採用を検討します。生活環境の保全といたしましては、都市計画道路については、供用後における騒音の影響を予測し、必要に応じて排水性舗装等の環境保全措置を実施します。景観への配慮といたしましては、吹田市景観まちづくり計画を推進するた

めの景観形成基準を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行います。また、都市計画道路沿道においては、無電柱化を検討します。交通安全への配慮といたしましては、都市計画道路においては、歩道を確保するとともに、佐井寺片山高浜線では自転車専用通行帯を設置する等、歩車分離を行うことにより、歩行者が安全に通行できる空間を確保します。また、区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保します。以上で、6章までの説明を終わらせていただきまして、説明者の方、代わらせていただきます。

#### 中央復建コンサルタンツ

引き続きまして、御説明させていただきます。7章の方ですけれども、まず、環境影響評価の項目について御説明させていただきます。7-1 ページを御覧ください。本事業の実施に伴う環境影響要因としましては、工事、存在及び供用の区分ごとに、事業の種類及び規模等を考慮して抽出いたしました。表 7.1.1 に示すとおり、環境影響要因は、吹田市環境影響評価技術指針において例示されている開発行為に伴う標準的な環境影響要因をもとに抽出し、道路の建設に伴う標準的な環境影響要因のうち、平面・掘割構造及び自動車の走行を追加したものでございます。

続きまして、環境要素の選定について御説明させていただきます。技術指針に示された環境要素のうち、事業特性及び地域特性を勘案した上で、抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素を選定いたしました。選定結果は、7-2 ページに示す、表 7.1.2 に示すとおりとなっております。このうち、調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由についてですが、開発行為及び道路の建設に係る環境影響評価の標準的な環境要素のうち、本事業では 7-3 ページの表 7.1.3 に示すとおり項目を除外させていただいております。具体的には、廃棄物等の分野のフロン類につきまして、工事の影響を除外しておりますが、本事業では、既設建築物の解体がないため、フロン類は発生しないと考えております。水分野の水質汚濁、公共用水域及び地下水につきまして、工事の影響を除外しておりますが、工事中の濁水等につきましては、周辺への流出を防止し、適切な処理をした後公共下水道または公共用水域に排出する計画であることから、水質汚濁への影響はないものと考えております。騒音・振動等の分野の低周波音につきまして、自動車の走行を除外しておりますが、事業計画地に建設する都市計画道路は、平面または掘割構造であり、高架構造の区間はないため、低周波音の影響はないと考えております。

では、調査、予測及び評価の方法を御説明いたします。7-4 ページを御覧ください。まず、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点についてです。7.1 節で選定しました環境要素の現況調査及び予測の内容は、表 7.2.1 に示すとおりとなっております。このうち、現況調査において現地調査を実施する項目の地点及び範囲は、7-11 ページの図 7.2.1 に示すとおりとなっております。では、項目ごとに調査・予測の方法を御説明させていただきます。産業廃棄物、建設発生土の現況調査は、廃棄物等の状況につきまして、既存資料の収

集・整理により行います。予測は、工事影響について、工事計画、既存資料等をもとに、産業廃棄物、建設発生土の発生量または排出量を推計する方法で行います。大気汚染の現況調査は、大気汚染・気象の状況につきまして、既存資料の収集・整理により行います。予測は、建設機械の稼働による影響、工事関連車両の走行による影響、自動車の走行による影響につきまして、大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測する方法で行います。悪臭の現況調査は、悪臭・気象の状況につきまして、既存資料の収集・整理により行います。予測は、工事の影響につきまして、工事計画等をもとに定性的に予測する方法で行います。ヒートアイランド現象の現況調査は、気温・土地被覆の状況につきまして、既存資料の収集・整理により行います。予測は、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、土地利用計画、緑化計画等に基づき、土地被覆の変化の内容及び程度を定量的に予測する方法で行います。土壌汚染の現況調査は、地歴・土壌汚染の状況につきまして、既存資料の収集・整理及び聴き取りにより行います。予測は、工事の影響につきまして、土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量と土壌汚染の状況、土地利用の履歴から予測を行います。地形、地質の現況調査は、地形・地質の状況につきまして、既存資料の収集・整理により行います。予測は、工事の影響につきまして、工事計画や類似事例等をもとに定性的に予測する方法で行います。7-6 ページに移らせていただきます。騒音の現況調査は、現地調査を実施しますが、環境騒音の状況、道路交通騒音の状況につきまして、それぞれ5地点、図 7.2.1 に示す場所におきまして、平日・休日の各1日、24 時間連続の現地調査を実施します。また、道路交通騒音の測定地点におきましては、自動車交通量等の状況につきましても併せて現地調査を実施いたします。予測は、建設機械の稼働による影響、工事関連車両の走行による影響、自動車の走行による影響につきまして、それぞれに適した日本音響学会式により、騒音レベルを予測する方法で行います。振動の現況調査は、こちらも現地調査を実施いたしますが、環境振動の状況、道路交通振動の状況につきまして、同じく図 7.2.1 に示すそれぞれ5地点において平日・休日の各1日、24 時間連続の現地調査を実施します。また、道路交通振動の測定地点におきましては、道路交通振動に係る地盤卓越振動数の状況につきましても調査いたします。予測は、建設機械の稼働による影響につきましては、距離減衰式等により振動レベルを予測する方法、工事関連車両の走行による影響、自動車の走行による影響につきましては、旧建設省土木研究所の提案式により振動レベルを予測する方法にて行います。7-7 ページに移ります。動物の現況調査は、動物の状況について既存資料の収集・整理を行うとともに、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類、底生動物につきまして、図 7.2.1 に示す事業計画地及びその周辺において現地調査を実施いたします。調査時期は、各分類群の確認に適した時期に実施することとし、詳しくは 7-7 ページの表 7.2.1(9)に示すとおりとなっております。予測は、工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測する方法で行います。植物の現況調査は、植物の状況につきまして、既存資料の収集・整理を行うとともに、植物相の状況、生



育環境、植生の状況につきまして、図 7.2.1 に示す事業計画地及びその周辺で現地調査を実施いたします。調査時期は、植物相につきましては3回、植生につきましては1回を予定しております。予測は、工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測する方法で行います。7-8 ページに移ります。生態系の現況調査は、地域を特徴づける生態系の状況につきまして、動植物調査結果に基づき、生態系の注目種及びその生息・生育環境を抽出する方法により行います。予測は、工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画、動物・植物予測結果等から定性的に行います。緑化の現況調査は、緑の質、緑の量、生育環境について植物調査結果の整理・解析により行うとともに、大径木の現地調査を春季に1回行います。予測は、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果、土地利用計画、緑化計画等から緑の質・量の変化の内容及び程度を定量的に予測します。人と自然とのふれあいの場の現況調査は、人と自然とのふれあいの場の状況につきまして、既存資料調査及び現地踏査により行います。予測は、工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果、工事計画及び事業計画をもとに、人と自然とのふれあいの場の改変の程度及び機能の変化の程度を予測する方法により行います。7-9 ページに移ります。景観の現況調査は、地域の景観特性について既存資料調査及び現地踏査により行うとともに、代表的な眺望地点からの景観につきましては、代表的な眺望地点におきまして1回、現地踏査及び写真撮影を行います。予測は、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造による影響につきまして、土地利用計画及び緑化計画に基づき、フォトモンタージュまたはパース図の作成により定行的に行います。文化遺産の現況調査は、文化財の状況について既存資料の収集・整理を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地の状況につきまして、吹田市教育委員会と協議、確認により行います。予測は、工事の影響につきまして、現地調査結果及び工事計画をもとに、定性的に行います。コミュニティの現況調査は、コミュニティの状況につきまして、既存資料調査及び現地踏査により行います。予測は、工事の影響及び平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果及び工事計画や事業計画をもとに、コミュニティ施設の機能や交通経路に与える影響の程度を定性的に予測する方法で行います。交通混雑、交通安全の現況調査は、交通の状況、交差点の状況につきまして、図 7.2.1 に示す計7地点において、平日に1日、昼間の現地調査を実施いたします。また、道路の状況、交通安全の状況につきましては、既存資料調査及び現地踏査を行います。予測は、工事の影響、平面・掘割構造による影響につきまして、現地調査結果、工事計画、事業計画等をもとに、交通量の増加率、交通混雑及び交通安全の状況を予測する方法で行います。以上で調査方法及び予測方法の説明とさせていただきます。

評価につきましては、7-12 ページから 14 ページに示しておりますが、主に、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、具体的な目標値がある

ものはその達成及び維持に支障を来さないこと、また、良好な環境の創造のための取組が可能な限り実施されていることを評価してまいります。以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは、この提案書について、御意見あるいは御質問ございましたらお願いいたします。時間としては30分程度まで大丈夫ですので、先生方、御遠慮なく、よろしくお願いいたします。どうぞ。

A 委員

いくつかお尋ねしたいことがございますが、今回、自転車の専用レーンを作られるということで、私は大変うれしく拝見いたしましたけれども、これは、今回の対象地区全部にわたってそうされるのでしょうか、それとも一部だけでしょうか。

吹田市土木部 地域整備推進室

本計画におきましては、都市計画道路の豊中岸部線と佐井寺片山高浜線におきまして、自転車の通行をどうするかということに関しましては、現在、交通管理者、また道路管理者と協議中でございます。提案書の中におきましては、佐井寺片山高浜線につきましては1.5mの自転車専用通行帯を設けるということと、豊中岸部線の方には、自転車専用通行帯の表記がなく、路肩という表現をさせていただいておりますけれども、現在の我々の考えている案でございます。この幅員の中でどういう風にして自転車の通行を考えていくかということも、今後各管理者と相談して決めさせていただくこととなります。

A 委員

ぜひ全て、自転車専用レーンを作っていただければと思います。それから、今回の事業によりまして、小学校の校区が変わったりすることもあるのでしょうか。そして、それはどちらでも構いませんけれども、通学路の安全性をぜひ考えていただきたいと思います。それは今後、具体的なプランを考えていただく上で、ぜひ、お願いいたします。千里ニュータウンができた時も、全ての小学校に行くのに、通学路におきまして、全く自動車の通るところを通らないで通学できたんですね。そういうのが大変理想だと思っております。最近ちょっと色々事情が変わってまいりましたけれども。それから、もう1つ、高層住宅もたくさんございましたけれども、高さ方向への騒音の影響の予測もぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

会長

今の御意見について、見解を伺えますか。

吹田市土木部 地域整備推進室

まず小学校区の話と通学路の話に関しましては、今後、教育委員会また各学校と相談させていただきながら、当然、通学児童の安全を考えた計画にしていきたいと思いますと考えております。

中央復建コンサルタンツ

騒音につきましては、高架道路でないので、基本的には1階部分が一番大きいと考えてはいますが、地形の状況によっては1階よりも、2階、3階の方が大きい場合も考えられますので、そういった場合には高さ方向の予測も考えていきたいと思っております。

吹田市土木部 地域整備推進室

もう一点、通学路の安全確保でございますけれども、これについても、近隣の、小学校等々との協議の上で、また、教育委員会と協議の上で、通学路の安全の確保をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

A 委員

よろしく願いいたします。特に最後が印象的だったのですけれども、4番の地点（大阪学院大学のグラウンド横）で計画されるルートのおすぐ横に、何階建てでしょうか、相当高い建物がありましたので、交通量にもよりますけれども、ぜひ高さ方向についての騒音の予測をお願いいたします。そこだけじゃなくて、あちこちに高層住宅はあると思いますので。特にそこが最後で印象的だったので。

会長

なるほど。そうですね、高さ方向の予測は非常に重要ですので、ぜひ、評価に入れていただくようにお願いできればと思います。

中央復建コンサルタンツ

はい、分かりました。

会長

他にいかがでしょうか。はい、先生どうぞ。

B 委員

7-11 ページの点の打ち方なのですが、これは、青丸と紫色の丸は現況調査のことですね。予測地点はどこになるのかは、これはまだ決まってないのでしょうか。

中央復建コンサルタンツ

この図は、現地調査地点を示しております。工事中の予測につきましては、当然、現地

調査地点とは違うところ、工事の影響が一番大きいところに予測ポイントを設けます。供用後の道路の影響につきましては、基本は調査地点イコール予測地点ですが、今、A 委員からもご指摘があったように、高さ方向への影響のあるところについては、適宜、予測地点を増やす方向で考えたいと思っております。

#### B 委員

道路交通騒音の点というのは計画区域外ですよ。もっと計画区域に沿った地域、あるいは、計画区域の中に住宅が結構あるわけですから、今、あと、15,000 台の道路と 28,500 台の道路と、かなり大きな道路が 2 本通るのですけれども、その沿線の住宅だとか、結構あると思うのですけれどもね、さっきおっしゃられた高さ方向のことにも関連するのですけれども、高さ方向以外にもですね、この赤線で区切った区域内の予測というのは全然考えておられないのですか。

#### 中央復建コンサルタンツ

供用後の予測地点については、現在は区域外のみを想定しておりましたが、区域内につきましても、中高層住宅ができるのか低層住宅ができるのか分からないところはありますが、代表点として何点かで予測をするように考えていきます。

#### B 委員

それ、次の評価書案で出てくるということですか。

#### 中央復建コンサルタンツ

評価書案で記載します。

#### B 委員

それから、関連しまして、交差点交通量の測定をされるのですけれども、やっぱり 7-11 ページでですね、今回の都計道の豊中岸部線と佐井寺片山高浜線、それらがクロスする点は、当然現況はないので現況調査はないですけど、交差点交通量の計算はされるのですね。

#### 中央復建コンサルタンツ

現時点では、信号現示とか色々決まらないところがありますので、予測地点とはしておりません。

#### B 委員

いや、だけど、それが決まってくるようになってきたら予測するわけですよ。というのはですね、3-5 ページのところですね、事業計画地のまちづくりの基本方針ということで、6 番目のところに「都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交

通を排除する」という、そういう整備目標があるわけですがけれども、今のところ、例えば7-10ページの予測をみるとですね、交差点需要率を計算したりだとか、書いてありますのでね、多分その通過交通を排除した時にこの交差点がどれだけ渋滞するかによって、区画内道路にも通過交通が出てくる可能性が結構あるのではないかと思ってみているのですけれども、そういうことも含めまして、せっかく整備目標で、通過交通は排除するという目標が挙がっているのだったら、アセスの方も今回のこの計画によってどれだけ通過交通が排除できそうなのかとか、周辺の交差点状況がどうかという予測がいるのではないかと思うのですけど、いかがでしょうか。

中央復建コンサルタント

はい、評価書案の方で御指摘の観点でも検討するようにいたします。

B委員

分かりました。よろしく願いいたします。

会長

はい、よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

C委員

ありがとうございました、御説明。7-2ページのところで、環境要素関連表ですね、それで、ここは地球温暖化の話というのは、取り上げられてないのですけれども、当然、いわゆる化石燃料系を使う以上ですね、車を使ったり掘削したりというときには、影響は全くゼロではない、そういうことを考えるわけですがけれども、ここで、全く評価されてないということは、なんかこう意図というか、どういうお考えなのかをお聞きしたかったのが一点と、もう一つは、この地域は非常に特徴的な、いわゆる千里緑地の近くですよね、そうすると、道路が出来てですね、例えば今日も、特徴的な場所としては、4番の近くの緑地があったり、木があったりするわけですね。そうすると、まあ分かりませんが、例えば、ホテルが出るとか、もしそういうのがあるとすればですね、道路が通ることで、一時的にそれがおそらく失われる状況になるのですが、そのあとに例えば緑地回復とか、緑地計画ってというのはどういう方向でいくかというのは、地域の特徴とか反映させながら考えていく計画になるのだと思うんですね。そういう意味では、どういう風に緑地回復する方向性なのかっていう計画的なところって結構重要なと思います。ですので、その辺についての考え、もちろん地域の方々のご要望もあるでしょうけれども、どういう考え方かという、そういうこともですね、今後の方向性をお聞きしたいなと思いますので、考えがあれば、お聞きしたいと思います。以上です。

会長

今の御質問についていかがですか。

吹田市土木部 地域整備推進室

ただいま、御質問頂戴しました道路供用後の緑地の確保ということでございますけれども、これに関しては、地域の御要望等あるいは、私どものみどりの施策等々を踏まえながら、それを考えながら、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

よろしいですか。

C 委員

はい、非常にそこら辺のプランニング、重要なとこかなという気もしているんですね。あの地域では。はい。ぜひまた、検討いただきたいと思ひます。

会長

はい、どうぞ。

D 委員

緑地の関連なのですけれども。3-6 ページの表 3.3.3 をみると、土地利用の現況と計画というところでも、住宅と農地が混ざって合算されています。地権者さんの土地利用意向が見えないかなと思ひますのですけれども、だから結局この計画で現況の緑地は農地等も含めたものは計画後にどれくらい緑地が残るのかというのはこの表からは読めないなと思ひまして、そのそれがこうビフォーアフターを比べて緑地の量がですね、まず、分からないなと思ひました。あと、緑地の質的なところで、景観のところかもしれないですけれども、結構、道路が掘割で法面が発生してくるところがございます。それが事業者側の道路側なのか、民地の方になるのかはちょっと分からないですけれども、同じ面積を保全するにしてもですね、歩行者の見え方という視点から敷地の境界線をどこでどうするかというのがすごく重要になってくると思ひますので、ちょっとここで議論するのは分からないですけれども、道路設計を考えてですね、やっぱりこれから街路樹をどうするか等も考えられると思ひますのですけれども、単純に二次元の面積だけで考えていると、実際に生活される方の感じ方としては違ってくるので、検討いただきたいと思ひました。以上です。

会長

何か、事業者の方からございますか。

吹田市土木部 地域整備推進室

土地利用計画図におきまして説明させていただきましたが、みどりにつきましては、地権者様と今後お話をさせていただく中で決定させていただくところもございますけれども、先程御指摘のあった、道路との高低差を処理するための法面につきましては、今回民地側、地権者様側で作っていただくような法面になってきますので、例えばその緑化をどうするかとかいうところも地権者様とのお話になってこようかと思えます。その辺につきましても、今後、地権者様と色々お話をさせていただく中で御相談させていただきながら決定してまいりたいと考えております。

副会長

関連しまして、緑地ですけれども、造成の時に公園で3%作ると、そのあと、吹田市の目標であるみどりの確保を28%以上するという事になっていると思うんですけれども、そこら辺の計画がどうなっているのかというのが知りたいというのと、もう一つは7-5ページのヒートアイランドで、予測をすることになっているのですが、結局造成した後で予測をするのか、どこで、どういった状況で予測するのかちょっと分からないんですが、もし造成後でするなら緑地というのはほとんど確保されていない状況なので、そこら辺はどう考えたらいいかっていうのを少し教えていただきたいです。

吹田市土木部 地域整備推進室

緑被率等の考え方につきましては、先程も申し上げましたけれども、あくまで区画整理は基盤整備でございますので、各地権者様との御相談というところも出てまいりますけれども、また区画整理の特徴といたしまして、減歩という制度になっておりまして、区域内でたとえば公園を増やすとかになりますと、また地域の方々から用地を提供していただく面積が増えてくるということもございますので、そういったところも含めまして総合的に今後判断させていただきたいという風に考えているところでございます。

中央復建コンサルタンツ

ヒートアイランドの方ですけれども、定量的に予測をしたいと考えております。吹田市の方では色々資料がございますので、それを利用するわけですが、土地区画整理事業直後ではなくて、民間事業者とか地権者が住宅を開発するという前提での予測となります。詳細は、評価書案作成時でも決まっていないので、類似の区画整理事業で開発されたところのデータを引用して、予測していきたいと考えています。

副会長

そうすると、何かの仮定のもとで、評価していくということですよ。

中央復建コンサルタンツ

はい、そういうことです。

副会長

はい、分かりました。

会長

私もなかなか難しい対象だと思うのですが、元々の農地、山林をカウントした場合、圧倒的に緑地が減りますので、ヒートアイランド効果ということになれば、悪くなるのはもう自明なわけですね。そういう中でどういう評価が適切なのか、そういうその考え方で非常に難しいと思っていまして、過去の事例としてこういった場合、何と何を比較して影響があるかないかをみていけばいいのかを教えていただければ非常にありがたいんですけども。そのあたりはいかがですか。

中央復建コンサルタンツ

確かに御指摘のように、民間の住宅地等の方で緑被率を確保するといいますが、やはり全体として緑地が減ることは事実なので、地域としてはヒートアイランド効果というのはマイナス方向に動くことは避けられないと考えております。しかし、事業者として、ヒートアイランド効果を少しでも軽減するための方法、例えば、道路に対しての舗装の工夫とか、そういったことがどの程度までできるかを評価書案の方で検討して、記載したいと考えております。

会長

はい、ありがとうございます。

C 委員

一点目質問させていただいた温室効果ガスの評価は、されないということですが、どういう基準でそうされたのかを教えてくださいたいのですけれども。

中央復建コンサルタンツ

温室効果ガスといういわゆるガスの要素というのは、今回、考えていなくて、車の走行に伴う大気汚染物質の予測のみを考えております。

C 委員

いわゆる比較的軽微というか、あまりそこは重要視しないんですか。

中央復建コンサルタンツ

事業計画地に立地されるのが工場・事業場ではなく住宅地ということもありまして、地球環境としては、ヒートアイランドだけをターゲットとして設定させていただいております。



す。

#### C 委員

はい、分かりました。

#### E 委員

環境評価項目とか予測項目に入れるとかそういうことではないのですが、結構ここ現況でみるとため池というか、池が多くて、これが結局、どういう機能をしているかというのが、ちょっと分からないんですが、農業用水に利用しているとか、雨が降った時の周辺の水が一時的に流れ込んで、バッファの役目をしているとか色々あると思います。今後、区画整理が終わられた後にある程度、緑地にかなり被覆されるところが多くなって、一時的に雨が降った時に流出していく量が多くなっていくと思うので、できるだけため池を残していただく、というか池を残していただくという方向で進めていただけないか、ということと、この区画整理の区域が結構形が歪というか、地形的な要因もあって、これ結構地形から見ると上手いところにため池が置いてあるなというのが分かるので、そういうことを考えて、一箇所にまとめて全部一つのため池で済ますとかいう話ではなくて、それぞれの地形に応じた位置になんか上手く、レイアウトを考えていただきたいという意見です。以上です。

#### 吹田市土木部 地域整備推進室

ただいまの御質問ですけれども、ため池を残すということと、雨水の流出抑制の2点があったと思いますが、まずは流出抑制に関しては、その手立てとしては調整池を設けまして、流出する雨水の抑制を図るところでございます。ため池に関しては、現地見学会等でみていただいたように起伏等ございますので、その造成高等の問題もあります。ため池に関してはなかなか残せないであろうという計画でございます。

#### E 委員

それは、農業用水という形で、今後、田んぼとか畑とかなくなるのかなというところですね。ただ調整池もですね、地域地域をみると起伏に富んでいるので、なんかここに一箇所作りましたというのではなくてですね、それぞれの地形に応じた雨水の集水のことを考えたところに、小さいのでいいので、いくつか作っていただけないかな、そういうレイアウトにしたらいかがですか、という意見です。

#### 会長

よろしいでしょうか、何か追加で御意見あれば。

#### 吹田市土木部 地域整備推進室

調整池に関しましては、区域内でも排水区の方も分かれておりますので、各排水区に合わせて各下流側で調整池を設けるように現在計画、検討しているところでございます。

副会長

大気汚染、騒音も振動もそうですが、建設機械の稼働による影響で、工事最盛期ということになっているのですが、非常に広範囲にわたっていますので、工事最盛期に1箇所で行われるのか、あるいは何箇所か複数の場所でこういう評価をされるのか、そこら辺はどのようなご計画なのでしょう。

中央復建コンサルタント

施工計画をこれから作成するわけですが、例えば、事業計画地の北側、東側、南側等、各工区について最盛期を設定して、予測をしていきたいと考えております。

副会長

分かりました。はい。

F 委員

今日初めてで聞くものでちょっと、全体的な質問なのですけれども、3-1 ページの 3.2 節の事業目的で、「ヒトとヒトとが交流する新たな賑わいのステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」と書いていまして、で、それがその次の 3-3 ページのところですね、環境まちづくり影響評価条例の第 1 条について、土地区画をこれからの事業で整理して、その後の事業活動にあたって環境保全並びに良好な環境の創造を図ると書かれているが、この地区の何らかのランドデザインのようなものがある、ということでしょうか。今回のこの地域の開発のテーマの、道路を通すというのはそうなのでしょうけど、何らかのこの地域としてのランドデザインを持っていて、それに対して、吹田市から何らかの働きかけをしていくというようなことでよかったですでしょうか。すいません、これ、シミュレーションで、この地域がどう変わっていくかという場合の類似事例の仮定を置くときの前提条件として、どういうものができるのかが想像できないと、この類似事例の適切性が評価できないので、という意図です。

会長

御回答をお願いします。

吹田市土木部 地域整備推進室

すみません、今の段階ではこのまちの持っていく方、その辺については今まだ検討する状態ではないのですが、これから区画整理事業認可に向けてですね、このまちをどんな風に持っていくかを、色んな管理者がおられますので、その方々と調整しながら、より良

いまちに持っていきたいという思いはありますので、そのことはこれから頑張っていきたいと思います。

#### F 委員

ぜひ、多様な方々、多様な思いを拾い上げて、特に、今度住民説明会で、たぶんおそらく地域の方々が来て、結局どういう地域になるのかいうことをはっきり伝えてくれる風におっしゃると思うんですよ。そのときにこれから考えます、というのでは納得しにくいと思いますので、御検討をお願いします。

吹田市土木部 地域整備推進室

はい、分かりました。

会長

G 先生と H 先生、順番に。

#### G 委員

工事関連車両の通行についてお尋ねしたいのですが、3-14 ページを見ますと、千里山佐井寺線から上の方に伸びる細い道路があると思うのですが、そのあたりの交通安全対策はどういうことを考えておられるのでしょうか。

吹田市土木部 地域整備推進室

はい、基本的にはこの佐竹千里山駅線とかの地元の生活道路になっているところについては、工事関連車両のルートとして使う予定は今のところはないです。ただ、部分的に先行して機械を入れるとか、そういうときに一部使わせてもらう可能性はありますが、やはり幹線道路といわれるところを主に使って行く予定で、計画しています。

#### G 委員

はい、最初に工事用の搬入路の設置工事というのがあったんですけど、具体的に搬入路をどこに設置するというのは決まっているのでしょうか。

吹田市土木部 地域整備推進室

現在の計画では、3-14 ページの図面の左の方の千里中央線と書かれている広い道があるんですけど、これが、新御堂筋の方から抜けてくる道になりますので、これを主に使っていけたらなという思いはあります。ただ、そこから区域に入るにあたって、いろんな移転補償物件がありますので、それが思うように解決していけましたらいいんですけど、それができない場合はやはり、右の方の豊中岸部線とか佐井寺片山高浜線の完成している区間を使って、先行しての工事用車両の搬入を考えております。

## G 委員

はい、分かりました。

## H 委員

先程の F 委員のグランドデザインとちょっと関係してくるかもしれませんが、みちづくりはまちづくりとすごく繋がる部分がありまして、道路整備をだから面的に作っていくという中でですね、どういう風なまちにここはしていくのかをやはり地域の方々とですね、一緒になって考えていただけたらなというようなところを考えた上でですね、私自身今日いただいた資料と今日現地調査に行かしていただいていますね、結構掘割区間のところとか、民地との高低差がどれくらい出のかとかが分かる資料は、地元の方に説明されるときに御用意されているものももし審査会の方でも利用できるのでしたら、高さ関係の情報が今回この地域を考える上では必要ではないかなと思います。あと例えば掘割区間はどれくらいで、高さがどれくらいで、高低差が今の民地レベルだったらどれくらいで、というのは先程おっしゃっていたような、道路との高低差は民地側の方でみなさん考えていただきたいという話だったのですけれども、例えばそういうように考えると、こういう地域を、こういう風な方向性でまちづくりしていく際に、誘導的にですね、道路との高低差をできるだけ減らしていくんだったらこういう風な設えがいいのではないかとかを考えていく上でも、まずはちょっと、現状の高さ関係が分かるような資料を御用意いただけたらありがたいと思います。あともう一点、今の段階でもしお答えいただけたらということですが、道路沿いに緑地とかこういう緑地公園の敷地があるようなところも、計画はあるんですけれども、例えば道路の中でのコミュニティ、前に言っていた、道路も歩道空間として使っているというようなところもあると思いますので、道路と地形との関係もあるかもしれませんが、例えばそういうコミュニティスペース的に道路と隣接している緑地公園みたいなところとかを使っていくのかとか、もし考えとかがあつて計画とか、換地計画みたいなことになっているのでしたら、教えていただければと思います。以上です。

## 吹田市土木部 地域整備推進室

それでは一つ目の高さの分かる図面ということですが、本日、現地を御案内した時に配布した図面があると思うのですが…はい、今回皆さん、お持ちではないようですので、高低差の分かる法面等表示した図面をうちの方で作っておりますので、それをまたお示しできるようにいたします。公園とか歩道とかの使い方ということと思うのですが、歩道につきましてはできるだけ植栽帯、植樹柵等を設置しまして、スペースに、余裕があるところについては皆様方の溜まれるスペースとか、公園等につながるのある空間として何か考えていける方法があると思いますので、それは考えていくようにします。

## H 委員

ぜひ、まちづくりの全体の計画と合わせながら考えていただけたらという風に思います。

吹田市土木部 地域整備推進室

はい。

会長

はい、ありがとうございました。

## I 委員

埋蔵文化財についてでございますが、本日の現地踏査の所見から、この佐井寺片山高浜線と豊中岸部線の交差点予定地から阪急千里線を西に越えた付近の、旧地形を比較的良好ととどめていると推測できる残丘部分について、埋蔵文化財に対する注意が必要であると思慮します。この地域の後方には、隣接して周知の古墳時代の須恵器生産地である吹田須恵器窯跡群が分布しています。現状では、開発地は周知の遺跡分布地域内ではありませんが、近世以降の台地状の農業開発に伴って埋没して遺存している可能性があります。この観点から開発以前の旧地形を測量した明治から昭和前期頃の地形図と現況とを照合されて、工事中の不時発見を未然に防ぐという観点からも、可能性がある西から南斜面を中心に試掘・確認調査について、文化財御担当課等々と工程に応じて随時協議されて、遺漏がないことを望みます。以上でございます。

会長

はい、今の御意見よろしいでしょうか。場所について、よろしいですか、今お話ただただけで大丈夫ですか。

吹田市土木部 地域整備推進室

包蔵地についてはこの地点ということはないということを知っているのですが、こういう地形とか今まで人目に触れないところがあると思いますので、その辺は文化財調査の担当部局と、事前に協議しながら工事前に進めてもらえるように配慮していきます。

会長

はい、それではよろしく願いいたします。

まだ御意見あるかと思いますが、ちょっと時間の関係もでございますので。もし短い質問であれば1つお受けいたしますけれども、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、ここで本件についての第1回の審議を終了したいというように思います。冒頭に事務局から説明がありましたように、後日、意見の集約がございますので、その時に、今日は十分に納得いただけなかった部分があるかもしれませんが、そういうところを含めて御意

見を出していただいて、お願いできればと思います。

それでは、次第 4 の北陸新幹線の建設工事に移ります。本件につきましては、環境影響評価法の対象事業となっております。まずは、今回提出されました環境配慮書の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

それでは次第 4 の北陸新幹線の件につきまして、事務局から御説明を申し上げます。

北陸新幹線の工事につきまして、こちらの計画段階配慮書というものが 5 月 31 日に提出されまして、6 月 1 日告示をされております。関係地域ということで吹田市にもいただいたんですけども、数がございませんので、今回、この計画段階配慮書の要約のほうをコピーいたしまして、資料 2 としてお付けしておりますので、この資料 2 を使って御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

ページめくっていただきまして、1 ページの中ほど、事業の内容というところですけども、こちら名称は北陸新幹線 東京都・大阪市間、種類としましては新幹線鉄道の建設ということになりますので、環境影響評価法第 1 種事業ということで、法のアセスにかかります。

こちら飛びますけれども最後のページまでめくっていただきますと、環境影響評価法による手続の流れというのがあると思います。法の手続では、市の条例では提案書に当たります方法書の手続の前に、計画段階環境配慮書の手続というものがございます。こちらは、事業実施想定区域や関係地域の設定や、環境要因や配慮事項の設定をした計画段階環境配慮書というものをまず公表いたします。それがこちらの配慮書になるわけなんですけれども、そちらを公表しまして、住民、自治体、あるいは環境大臣や所管の大臣の意見等を入れて、対象事業に係る計画を策定するための手続ということになっております。

戻っていただきまして 3 ページ、事業実施想定区域という地図があるかと思えます。今回は、敦賀駅を起点として新大阪駅を終点とする事業となっております。この敦賀駅・新大阪駅間が、事業実施想定区域ということになります。駅については現在のところ、敦賀駅、新大阪駅のほか、小浜市付近、京都駅、京田辺市付近に設置する計画とされておられます。この中で、大阪府内はほぼ地下トンネルになる計画であるとお伺いしております。

それで、吹田市はどこが関係地域なのか、ちょっと見にくいので、一番最後に拡大コピーした A4 のものを資料 2 の後ろにつけているんですけども。すみません、ちょっと見にくいかと思えますけれども。こちらのほう、終着の新大阪駅から直径 5 km の範囲内に吹田市の南部がかかるということで、関係地域に指定されております。

この事業は、法のアセスの対象事業となっております。環境影響評価法では、この配慮書に対する国民及び関係自治体からの意見を聴取するとなっているんですけども、明確に定められたルールはございません。今回本市に対しては、府から照会という形で、大変短い期間での意見聴取となっております。吹田市の条例におきましても、環境影響評価法

におけるこの配慮書につきましては、市長意見の提出や市民意見の集約等の規定は現在ございません。

吹田市ではこの事業において、終着の新大阪駅を中心に 5 km圏内に入っているということで、関係地域となっておりますが、市南部の一部が圏内に入っているのみです。新幹線の線路そのものが通るといことはおそらくないというふうに考えております。

このため事務局としましては、現在の計画段階で特に吹田市から何らかの意見を提出する必要はないと考えております。府からの照会につきましては、意見なしで回答する予定ということで、委員の皆様には御報告のみさせていただきます。

なお、配慮書の全文は、事業者 JRRT のホームページのほうに上がっておりますので、もしよろしければ御確認ください。

今後、市の条例でいいます提案書にあたります方法書、さらに準備書と、順次法のアセス図書が送付されて参ると思います。その場合は、市条例の規定に従いまして、審査会に諮問を致しまして、市民意見の集約等も実施したうえで、審査会から御答申をいただきまして、市長意見書を作成して参ります。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。

御質問、御意見ございますでしょうか。

ちょっと私からお伺いしたいんですけども、今のお話で、審査会に諮問をし、ということなんですが、この審査会にという意味でしょうか。

事務局（永井主査）

はい、そうです。方法書につきましては、正式に今後府から、市長に対して意見の照会がありますので、その場合は、市長意見書という形でまとめて出さなければならないというように条例で決まっておりますので、その場合は、審査会のほうに諮問をさせていただいて、御答申をいただくことになると思います。よろしく申し上げます。

会長

はい、わかりました。

ということですが、いかがでしょうか。吹田市としては今のところ、今の段階では、特に意見を言わなくても、そういった方法書とかが出てきた段階で、その内容についてこの審査会に諮問をされるということでございますので。私どもとしてはそれから見せていただくというようなことで、計画をしていただいているということですね。よろしいでしょうか。

はい、それでは特に御意見ないようですので、今の事務局の御説明のとおり、今回の配慮書については、吹田市から特に提出する必要はないということでございます。審査会としても同意をしたいというように思います。今後、アセス図書が提出されて、審査会に諮

問が行われた際には、活発な御審議をよろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

事務局（永井主査）

はい、すいません、それではもう1件、御報告申し上げます。

委員の皆様から多くの御意見をいただいております（仮称）SVH 千里丘新築工事につきましては、交通の課題について事業者が鋭意検討を行っておりますが、今回の審査会までには対策がまとまりきりませんでしたので、今回の審議を見送りをし、次回の審査会で改めて御審議をお願いすることとなりました。

御意見をいただいております委員の皆様には大変申し訳ございませんが、もうしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、特にほかにございませでしたら、本日の審査会を終了したいと思います。

次回はですね、事務局から御説明いただいたように、（仮称）SVH 千里丘新築工事の提案書について、各委員の御意見に対する事業者の見解と対策の審議ということになりますので、よろしくお願いいたします。その審議の結果を反映いたしまして、答申というふうにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

どうも長時間、ありがとうございました。